

R7.1からの大雪被害支援補助事業

【損壊した農業用施設・機械等の復旧支援】

!! 耐用年数の確認方法に変更があります !!

すでにご相談いただいた方で耐用年数の経過を理由に非該当となった方も改めてご相談ください

●対象者	農業者(販売農家)、農業法人、農業者の組織する団体
●対象となる農業用施設・機械等	①令和7年1月からの大雪により一部損壊以上の被害を受けた農業用施設や農業機械を復旧する事業を補助対象とする ②施設と果樹棚は復旧に要する資材購入費、機械等は機械の購入費を対象経費とする(※) ③施設と果樹棚は耐用年数(法定耐用年数×1.2)に達していないこと →施設…12年、果樹棚…17年 (農機具は耐用年数制限なし) ④過去に県や町から補助を受け、財産処分の制限期間内にある施設等は、施設等の管理に怠りがないと町長が認め、かつ、知事による財産処分の承認を経ること ※被覆資材は対象外。また、労務費、解体費、組立費は対象外。 <u>!!本事業を活用し復旧した施設等は共済保険への加入が必須となります!!</u>
●補助率	【施設等】 復旧経費の1/2に相当する額と、10a当たり限度額に対象面積を乗じた額のいずれか低い額 <10a当たり限度額/税込> ・パイプハウス…1,855,500円 ・付帯設備付きハウス…3,037,500円 ・雨よけハウス…892,500円 ・果樹棚…850,500円 ・果樹棚一体型ハウス…1,189,500円 【機械】 復旧経費の1/2に相当する額と、1台当たり限度額のいずれか低い額 <1台当たり限度額/税込> ・大型農機具…1,005,000円 ・中型農機具…345,000円 ・小型農機具…139,500円
●相談・申請について	県に被害報告した施設や機械等が対象となるため、申請を希望される方は高島町役場農林課へ来所 又は 電話にてご相談ください。 【相談期間】令和7年4月25日(金)まで

申請に関する出張相談を実施します!!

場所：ゆうきの里さんさん 食の里(農産物加工体験施設)

日時：①令和7年4月18日(金) 13:00～15:30 ②令和7年4月21日(月) 13:00～15:30

18日と21日の二日間限定で、申請についての出張相談を行います。両日とも、13:00～15:30に農林課職員がゆうきの里さんさんの食の里におりますので、ご相談にいらしてください。

【お問合せ先】 高島町農林課 農政生産係 0238-52-2086